



# 山形県公報

平成24年12月4日(火)

号 外 (27)

## 目 次

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の住所及び氏名…………… 1
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者の住所及び氏名… 2
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者の住所及び氏名……同
- 衆議院議員総選挙における繰上投票を行う投票区及び投票期日……………同
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………同
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…………… 3
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを  
行う場所及び日時……………同
- 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等掲示の掲載順序を定めるくじを  
行う場所及び日時……………同
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………同

#### 選挙長告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区における選挙長の事務を行う場所…………… 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区における選挙長の事務を行う場所……………同
- 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区における選挙長の事務を行う場所……………同

#### 選挙分会長告示

- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所…………… 5

#### 審査分会長告示

- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所……………同

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第60号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成24年12月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

山形県第1区

選 挙 長 山形市宮町二丁目6番10-9号

熊 谷 誠

選挙長の職務を 上山市金瓶字北6番地

代理すべき者 安 達 利 一

山形県第2区

選挙長 南陽市若狭郷屋814番地の3  
後藤 武夫

選挙長の職務を  
代理すべき者 山形市あさひ町2番8号 グランドカルテットC 102号  
武田 貞義

山形県第3区

選挙長 酒田市あきほ町658番地の1  
齋藤 緑

選挙長の職務を  
代理すべき者 天童市糠塚一丁目1番16号  
石川 耕三郎

山形県選挙管理委員会告示第61号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成24年12月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

選挙分会長 山形市宮町二丁目6番10-9号  
熊谷 誠

選挙分会長の職務  
を代理すべき者 上山市金瓶字北6番地  
安達 利一

山形県選挙管理委員会告示第62号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者を次のように選任した。

平成24年12月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

審査分会長 新庄市堀端町7番81号  
叶内 武子

審査分会長の職務  
を代理すべき者 山形市あさひ町2番8号 グランドカルテットC 102号  
武田 貞義

山形県選挙管理委員会告示第63号

平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙における繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のように定めた。

平成24年12月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

市 町 村 名	投 票 区 名	繰 上 投 票 の 期 日
酒 田 市	第 22 投 票 区	平 成 24 年 12 月 11 日

山形県選挙管理委員会告示第64号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成24年12月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

選挙区名	制限額
山形県第1区	23,697,000円
山形県第2区	24,173,400円
山形県第3区	23,778,500円

**山形県選挙管理委員会告示第65号**

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、選挙公報の掲載の申込みのあった候補者について、選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

平成24年12月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員室
- 2 日時 平成24年12月4日 午後5時10分

**山形県選挙管理委員会告示第66号**

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、政見放送の申込みのあった候補者届出政党について、政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

平成24年12月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員室
- 2 日時 平成24年12月4日 午後5時40分

**山形県選挙管理委員会告示第67号**

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

平成24年12月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員室
- 2 日時 平成24年12月4日 午後6時10分

**山形県選挙管理委員会告示第68号**

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

平成24年12月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

- 1 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県選挙管理委員室
- 2 日時 平成24年12月6日 午後4時

## 選 挙 長 告 示

## 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区告示第1号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第1区  
選挙長 熊 谷 誠

	平成24年12月4日	平成24年12月5日以降
場 所	山形県庁講堂	山形県選挙管理委員会事務室
所 在 地	山形市松波二丁目8番1号	山形市松波二丁目8番1号

## 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区告示第1号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第2区  
選挙長 後 藤 武 夫

	平成24年12月4日	平成24年12月5日以降
場 所	山形県庁講堂	山形県選挙管理委員会事務室
所 在 地	山形市松波二丁目8番1号	山形市松波二丁目8番1号

## 衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区告示第1号

平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区における選挙長の事務を行う場所を次のように定めた。

平成24年12月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙山形県第3区  
選挙長 齋 藤 緑

	平成24年12月4日	平成24年12月5日以降
場 所	庄内総合支庁講堂	庄内総合支庁総務企画部総務課事務室
所 在 地	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

### 選挙分会長告示

#### 衆議院比例代表選出議員選挙告示第1号

平成24年12月16日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所を次のように定めた。

平成24年12月4日

衆議院比例代表選出議員選挙

山形県選挙分会長 熊 谷 誠

場 所 山形県選挙管理委員会事務室

所在地 山形市松波二丁目8番1号

### 審査分会長告示

#### 最高裁判所裁判官国民審査告示第1号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所を次のように定めた。

平成24年12月4日

最高裁判所裁判官国民審査

山形県審査分会長 叶 内 武 子

場 所 山形県選挙管理委員会事務室

所在地 山形市松波二丁目8番1号

平成24年12月4日印刷  
平成24年12月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056